

社団法人京都府看護協会総会議事運営規程

(総 則)

第1条 社団法人京都府看護協会の総会議事運営に関しては、定款及び細則によるほかこの規程の定めるところによる。

(登 録)

第2条 会員は、総会当日開会予定時刻までに議場に到着し、登録を受けなければならない。

(着 席)

第3条 会員は、会員証を装着し、指定された場所に着席する。

(議長承認前の進行)

第4条 議長が承認されるまでの間、会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(開 会)

第5条 定款第26条に定める総会成立要件が満たされたときは、前条に規定する者は、会長の指示により開会の宣言をする。

(議長団の承認)

第6条 会長は、定款第25条第2項の規定に基づき議長団の承認を受けなければならない。

(議長団の着席)

第7条 議長団は所定の場所に着席する。

(議案の提出)

第8条 総会に付する議案は、会長より文書をもつて議長に提出しなければならない。

(主旨説明)

第9条 議長は、提出された議案についてその提出者に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

(発 言)

第10条 会員が発言しようとするときは、発言カードを上げ、議長から指名を受けた後発言する。発言に先立ち自己の氏名と所属を明確にしなければならない。

2 二人以上の発言を求める者があるときは、議長は原則として、先に発言を求めた者から許可するものとする。

3 議長が討論のため発言しようとするときは、会員席に着き、議長席には代理者をつかせなければならない。

4 議長が討論に参加したときは、その議題の表決が終わるまで議長席に復することができない。

(質 疑)

第11条 会員は、議案について自由に質疑することができる。

(討論、採決)

第12条 議長は、質疑が終わったとき質疑の終結を宣言し、議案を討論に付さなければならない。

2 議長は、討論が終結したとき、討論の終結を宣言し、議案の可否を採決する。

(動議の提出)

第13条 議長は、出席会員より動議の提出があった場合、会議に諮り、会員の賛成を得た後議

題とする。

(優先動議)

第14条 次の動議は、他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議
- (2) 議長不信任
- (3) 大会の秩序保持に関する動議

(議案の修正)

第15条 議案を修正しようとする出席会員は、10名以上の賛成を得て、修正案を予め議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

- 2 議長は討論の終結後、前項の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- 4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(秩序の維持)

第16条 会員が議長の許可を受けずに発言し、その他会議の秩序を乱し又は品位を傷つける行為があったときは、議長はこれを制止、又は発言を取り消させることができる。

(閉会)

第17条 議題に供した議案の議事が全部終了したときは、議長は議事の終了を宣言する。

(議事録)

第18条 議事録には、下記の事項を記載する。

- (1) 会議の日時、場所及び目的
- (2) 出席した会員数、役員及び議長団の氏名
- (3) 会長又は役員の報告事項
- (4) 会議に付された議題
- (5) 議題となった動議及び動議提出者の氏名
- (6) 議事及び発言の要旨
- (7) 決議事項
- (8) その他議長において必要と認めた事項

附 則

この規程は、平成19年11月16日から施行する。